

平成28年
第 2 回

沖縄県議会（臨時会）会議録

平成28年5月26日 開会

平成28年5月26日 閉会

1日

沖 縄 県 議 会

1. 会期日程	3
1. 開会日に応招した議員	5

○第1号（5月26日）

1. 開会年月日時	7
1. 議事日程	7
1. 本日の会議に付した事件	8
1. 出席議員	8
1. 欠席議員	9
1. 欠 員	9
1. 説明のため出席した者の職、氏名	9
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	9
1. 開 会	9
1. 黙 禱（元副議長村山盛信氏逝去）	9
1. 黙 禱（元海兵隊員の米軍属による事件被害者）	9
1. 諸般の報告	9
1. 日程第1 会議録署名議員の指名	9
1. 日程第2 会期の決定	9
1. 一括議題	10
日程第3 議員提出議案第1号 元海兵隊員の米軍属による女性死体 遺棄事件に関する意見書	}
日程第4 議員提出議案第2号 元海兵隊員の米軍属による女性死体 遺棄事件に関する抗議決議	
日程第5 議員提出議案第3号 米軍属による殺人・死体遺棄事件に 関する意見書	
日程第6 議員提出議案第4号 米軍属による殺人・死体遺棄事件に 関する抗議決議	
1. 新垣清涼君の提案理由説明	10
1. 又吉清義君の提案理由説明	10
1. 討 論	11
比嘉 京子さん	11
照屋 守之君	11
嘉陽 宗儀君	13
新里 米吉君	14
1. 採 決	14
1. 議員派遣	15
1. 日程第7 乙第1号議案	15
1. 知事（翁長雄志君）の提案理由説明	15
1. 委員会付託	16
1. 日程追加 乙第1号議案	16
1. 委員長報告（総務企画委員長）	16
1. 採 決	16
1. 閉 会	16

○巻末掲載文書

1. 知事提出議案	19
1. 議員提出議案	25
1. 諸般の報告	31
1. 委員会審査報告書	33
1. 議案処理一覧表	35

平成28年第2回沖縄県議会（臨時会）会期日程

	月 日	曜日	日 程	備 考
1	5月26日	木	本 会 議 （会議録署名議員の指名） （会期の決定） （議員提出議案の説明、採決） （知事提出議案の説明、採決） ※ 休憩中に委員会審査 （委員長報告、採決）	委員会付託

開会日に応招した議員

喜 納 昌 春 君	中 川 京 貴 君
翁 長 政 俊 君	座喜味 一 幸 君
比 嘉 京 子 さん	玉 城 ノブ子 さん
比 嘉 瑞 己 君	赤 嶺 昇 君
西 銘 純 恵 さん	新 垣 清 涼 君
玉 城 満 君	瑞慶覧 功 君
仲 村 未 央 さん	崎 山 嗣 幸 君
新 田 宜 明 君	新 垣 安 弘 君
儀 間 光 秀 君	呉 屋 宏 君
上 原 章 君	前 島 明 男 君
花 城 大 輔 君	照 屋 守 之 君
砂 川 利 勝 君	新 垣 良 俊 君
具志堅 透 君	仲 田 弘 毅 君
大 城 一 馬 君	嶺 井 光 君
具志堅 徹 君	嘉 陽 宗 儀 君
渡久地 修 君	奥 平 一 夫 君
山 内 末 子 さん	新 里 米 吉 君
仲宗根 悟 君	高 嶺 善 伸 君
照 屋 大 河 君	狩 俣 信 子 さん
當 間 盛 夫 君	金 城 勉 君
吉 田 勝 廣 君	糸 洲 朝 則 君
又 吉 清 義 君	新 垣 哲 司 君
島 袋 大 君	具 志 孝 助 君

応招しなかった議員

玉 城 義 和 君

平成28年5月26日

平成28年
第 2 回 沖縄県議会（臨時会）会議録

（第 1 号）

平成 28 年
第 2 回

沖縄県議会（臨時会）会議録（第 1 号）

平成 28 年 5 月 26 日（木曜日）午前 10 時 3 分開会

議 事 日 程 第 1 号

平成 28 年 5 月 26 日（木曜日）

午前 10 時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 元海兵隊員の米軍属による女性死体遺棄事件に関する意見書

新垣 清涼君 仲村 未央さん
新田 宜明君 仲宗根 悟君
照屋 大河君 崎山 嗣幸君
新里 米吉君 高嶺 善伸君
狩俣 信子さん 玉城 満君
山内 末子さん 赤嶺 昇君
瑞慶覧 功君 玉城 義和君
奥平 一夫君 比嘉 瑞己君
西銘 純恵さん 渡久地 修君
玉城ノブ子さん 嘉陽 宗儀君
儀間 光秀君 當間 盛夫君
比嘉 京子さん 大城 一馬君

提出 議員提出議案第 1 号

第 4 元海兵隊員の米軍属による女性死体遺棄事件に関する抗議決議

新垣 清涼君 仲村 未央さん
新田 宜明君 仲宗根 悟君
照屋 大河君 崎山 嗣幸君
新里 米吉君 高嶺 善伸君
狩俣 信子さん 玉城 満君
山内 末子さん 赤嶺 昇君
瑞慶覧 功君 玉城 義和君
奥平 一夫君 比嘉 瑞己君
西銘 純恵さん 渡久地 修君
玉城ノブ子さん 嘉陽 宗儀君
儀間 光秀君 當間 盛夫君
比嘉 京子さん 大城 一馬君

提出 議員提出議案第 2 号

第 5 米軍属による殺人・死体遺棄事件に関する意見書

又吉 清義君 花城 大輔君
砂川 利勝君 具志堅 透君
島袋 大君 中川 京貴君
座喜味一幸君 照屋 守之君
新垣 良俊君 仲田 弘毅君
翁長 政俊君 新垣 哲司君
具志 孝助君 嶺井 光君

提出 議員提出議案第 3 号

第6 米軍属による殺人・死体遺棄事件に関する抗議決議

}	又吉 清義君	花城 大輔君	提出 議員提出議案第4号
	砂川 利勝君	具志堅 透君	
	島袋 大君	中川 京貴君	
	座喜味一幸君	照屋 守之君	
	新垣 良俊君	仲田 弘毅君	
	翁長 政俊君	新垣 哲司君	
	具志 孝助君	嶺井 光君	

第7 乙第1号議案（知事説明、質疑）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 元海兵隊員の米軍属による女性死体遺棄事件に関する意見書
- 日程第4 元海兵隊員の米軍属による女性死体遺棄事件に関する抗議決議
- 日程第5 米軍属による殺人・死体遺棄事件に関する意見書
- 日程第6 米軍属による殺人・死体遺棄事件に関する抗議決議
- 日程第7 乙第1号議案
 - 乙第1号議案 専決処分の承認について
- 日程追加 乙第1号議案

出席議員（46名）

議長	喜納 昌春君	22番	中川 京貴君
副議長	翁長 政俊君	23番	座喜味 一幸君
1番	比嘉 京子さん	25番	玉城 ノブ子さん
2番	比嘉 瑞己君	26番	赤嶺 昇君
3番	西銘 純恵さん	27番	新垣 清涼君
4番	玉城 満君	28番	瑞慶覧 功君
5番	仲村 未央さん	29番	崎山 嗣幸君
6番	新田 宜明君	30番	新垣 安弘君
7番	儀間 光秀君	31番	呉屋 宏君
8番	上原 章君	32番	前島 明男君
9番	花城 大輔君	33番	照屋 守之君
10番	砂川 利勝君	34番	新垣 良俊君
11番	具志堅 透君	35番	仲田 弘毅君
12番	大城 一馬君	36番	嶺井 光君
13番	具志堅 徹君	38番	嘉陽 宗儀君
14番	渡久地 修君	40番	奥平 一夫君
15番	山内 末子さん	41番	新里 米吉君
16番	仲宗根 悟君	42番	高嶺 善伸君
17番	照屋 大河君	43番	狩俣 信子さん
18番	當間 盛夫君	44番	金城 勉君
19番	吉田 勝廣君	45番	糸洲 朝則君
20番	又吉 清義君	47番	新垣 哲司君
21番	島袋 大君	48番	具志 孝助君

欠 席 議 員 (1名)

39 番 玉 城 義 和 君

欠 員 (1名)

説明のため出席した者の職、氏名

知 事	翁 長 雄 志 君	総 務 部	池 田 克 紀 君
副 知 事	安慶田 光 男 君	財 政 統 括 監	
総 務 部 長	金 城 武 君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長	知 念 正 治 君	主 幹	中 村 守 君
次 長	平 田 善 則 君	主 査	川 端 七 生 君
議 事 課 長	勝 連 盛 博 君	政 務 調 査 課 長	宮 城 弘 君
課 長 補 佐	平 良 潤 君	副 参 事	前 田 敦 君

○議長（喜納昌春君） ただいまより平成28年第2回沖縄県議会（臨時会）を開会いたします。

○議長（喜納昌春君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に申し上げます。

去る5月17日、元副議長村山盛信氏が逝去されました。

つきましては、村山氏の長逝に対しまして哀悼の意を表し、その御冥福を祈るため黙禱をささげたいと思っております。

全員御起立願います。

黙禱。

[全員起立・黙禱]

○議長（喜納昌春君） 黙禱を終わります。

御着席願います。

○議長（喜納昌春君） この際、申し上げます。

去る5月19日に逮捕された元海兵隊員の米軍属が起こした凶悪事件により、二十の女性のとうとい命が奪われました。

本県議会は、今回の事件により亡くなられた被害者とその御遺族に対し哀悼の意を表するとともに、被害者の御冥福を祈るため、黙禱をささげたいと思っております。

全員御起立願います。

黙禱。

[全員起立・黙禱]

○議長（喜納昌春君） 黙禱を終わります。

御着席願います。

○議長（喜納昌春君） 次に、報告いたします。

本日、新垣清涼君外23人から、議員提出議案第1号「元海兵隊員の米軍属による女性死体遺棄事件に関する意見書」及び議員提出議案第2号「元海兵隊員の米軍属による女性死体遺棄事件に関する抗議決議」、又吉清義君外13人から、議員提出議案第3号「米軍属による殺人・死体遺棄事件に関する意見書」及び議員提出議案第4号「米軍属による殺人・死体遺棄事件に関する抗議決議」の提出がありました。

次に、本日、知事から、お手元に配付いたしました議案1件の提出がありました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

[諸般の報告 巻末に掲載]

○議長（喜納昌春君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により

6番 新 田 宜 明 君 及び

10番 砂 川 利 勝 君

を指名いたします。

○議長（喜納昌春君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本5月26日の1日といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本5月26日の1日と決定いたしました。



○議長（喜納昌春君） この際、日程第3 議員提出議案第1号 元海兵隊員の米軍属による女性死体遺棄事件に関する意見書、日程第4 議員提出議案第2号 元海兵隊員の米軍属による女性死体遺棄事件に関する抗議決議、日程第5 議員提出議案第3号 米軍属による殺人・死体遺棄事件に関する意見書及び日程第6 議員提出議案第4号 米軍属による殺人・死体遺棄事件に関する抗議決議を一括議題といたします。

まず、議員提出議案第1号及び第2号について提出者から提案理由の説明を求めます。

新垣清涼君。

〔議員提出議案第1号及び第2号 巻末に掲載〕

〔新垣清涼君登壇〕

○新垣 清涼君 おはようございます。

ただいま議題となりました議員提出議案第1号及び第2号の2件につきまして、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、元海兵隊員の米軍属による女性死体遺棄事件について、関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第1号を朗読いたします。

〔元海兵隊員の米軍属による女性死体遺棄事件に関する意見書朗読〕

次に、抗議決議につきましては、内容が意見書と同じでありますので、宛先だけを申し上げます。

〔元海兵隊員の米軍属による女性死体遺棄事件に関する抗議決議の宛先朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

なお、意見書及び抗議決議の宛先と県内の関係要路に対し、その趣旨を要請するために議員を派遣する必要があることから、議長におかれましてはしかるべく取り計らっていただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

次に、議員提出議案第3号及び第4号について提出者から提案理由の説明を求めます。

又吉清義君。

〔議員提出議案第3号及び第4号 巻末に掲載〕

〔又吉清義君登壇〕

○又吉 清義君 議員提出議案第3号、第4号を朗読して提案理由といたします。

まず、議員提出議案第3号「米軍属による殺人・死体遺棄事件に関する意見書」。

〔米軍属による殺人・死体遺棄事件に関する意見書朗読〕

引き続きまして、議員提出議案第4号「米軍属による殺人・死体遺棄事件に関する抗議決議」、提案理由は一緒でありますので、宛先だけに変更がありますので、その宛先だけを読み上げて提案理由といたします。

〔米軍属による殺人・死体遺棄事件に関する抗議決議の宛先朗読〕

以上、議員の皆様方の御賛同をよろしくお願い申し上げますと同時に、なお、両議案につきましては、その趣旨を関係要路に要請するため、議会代表を派遣する必要がありますので、議長におかれましてはしかるべく取り計らっていただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第1号から第4号までについては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いません。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの議案4件については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） これより討論に入ります。

議員提出議案第1号から第4号までに対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

比嘉京子さん。

〔比嘉京子さん登壇〕

○比嘉 京子さん ただいま議員提案されました「元海兵隊員の米軍属による女性死体遺棄事件に関する意見書」に賛成の立場から討論いたします。

4月下旬から行方不明となっていました女性が、元海兵隊員で米軍属の男によってとうとい命を奪われました。無事であってほしいとの願いは打ち砕かれ、このような残虐な蛮行に沖縄県民は驚愕し、やり場のない怒りと悲しみの中にいます。

本県議会は、米軍人・軍属等による基地あるがゆえの事件・事故が発生するたびに抗議し、米軍等に対して再発防止の徹底と綱紀肅正を強く求めてまいりました。にもかかわらず、米軍人・軍属等による事件・事故は後を絶ちません。

それはなぜか。一義的には、日米両政府が戦後71年間も過重な米軍基地を沖縄に押しつけているからです。

では、日本の安全のために米軍基地の74%を本県に置き続けている源流は何か。歴史を見れば明らかであります。琉球処分以降、沖縄戦で捨て石にされ、戦後は米施政権下に差し出され、復帰後も過重な基地負担を背負わされ続けているこの史実。ここに、日本復帰時、屋良朝苗主席のもとで副主席であった瀬長浩氏のメモを紹介する。復帰に際して瀬長氏は、戦後の沖縄の地位そのものが差別に由来すると述べ、サンフランシスコ講和条約については、他の地域だったら調印したとは考えられないと述べています。

私は、基地押しつけは日本政府による命の二重基準であり格差の押しつけであると考えています。防衛局や外務省沖縄事務所の態度は、まさにそれを裏づけるものであります。政府の歴史的、潜在的な差別意識を変えなければなりません。日本政府のこのような差別意識は、米政府の沖縄県民蔑視へとつながっています。

私たちは、もはや日米両政府から再発防止や綱紀肅正という空虚な言葉を聞く気はありません。沖縄県民の怒りは頂点に達しています。このような事件・事故を根絶するには、もはや米軍基地の撤去しかないという声が増しに高まっています。

今、我々がすべきことは、犠牲者の死を決して無駄にしない決意と、基地あるがゆえの事件・事故を根絶

するため、これ以上新たな基地押しつけを認めず、あらゆる手段を講じて基地撤去という根本的な解決を図っていくことを決意するところです。

以上を述べ、本議案に対する社大党の賛成討論いたします。

○議長（喜納昌春君） 照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋 守之君 討論の前に、訂正をさせていただきます。

私の中で、第3号、第4号に賛成、第1号、第2号に反対という表記がありますが、これは訂正をさせていただきます。第3号、第4号に対して賛成の立場から討論をさせていただきます。

改めて心より御冥福と、そしてまた、私ども政治にかかわる者として守れなかったという、そういうふうな憤りも含めて、遺憾の意を表明させていただきます。

国や米国政府、関係者に厳しく抗議をさせていただきます。さらにまた、県民の命を守れない県議会議員としての憤りもあわせて感じております。今回の決議、意見書はそのことも含めた怒り、抗議と改善を強く求めるものとしたと考えております。

私どもは、3月に発生した女性暴行事件において、県の提言を受けての改善策の取り組みも提言したにもかかわらず、そのことも含めて県が対応していたそのようなやさき、まことに憤りを感じているわけであり、そしてまた、今回の抗議決議、意見書については、当然のことながら全会一致で決議をし、関係機関の抗議要請行動を行う、このことが基本であります。その内容は、文字どおり、日米両政府、遺族について、あるいはまた県民に対する謝罪、このことは、私は両政府の代表が我が沖縄県に出向いて直接遺族や県民におわびをする、そのことから始まると思っております。そして、また当然、完全な補償を行うこと、そのことを強く求めていく、これは当然のことだろうと思っているわけであり、さらにまた、昨日、安倍総理と大統領の会談もありましたけれども、日米の首脳がその協議を行って、この事件・事故、あるいはまた、その始末も含めて、沖縄県の基地のありよう、あるいはまた負担のありよう、そのことも含めてしっかり協議をし、そしてあわせて沖縄県と連携をして、再発防止やあるいはまた基地問題の対応、そのことをお願いしていく、重要なことだと考えております。

私どもは、これまで再三にわたる再発防止を訴えてきたわけであり、前回3月の県議会においても、事件・事故においても、そのようなことを訴えてき

て、その中で、たび重なる事件・事故についての改善を求めてきたわけでありすけれども、さらにまたこのような凶悪事件が起こってしまったわけでありす。綱紀肅正やあるいは教育プログラム等々も含めて、再発防止に取り組んでいるとのことでありす。やはりこれから——これまでもそうでありすけれども——この米軍人・軍属等の犯罪を根絶していく、そのような覚悟と決意でやっぱり私どもは迫っていく、そのことが大変重要だろうと思っております。

基地の整理縮小、その象徴が普天間飛行場の返還問題であります。私どもは、特に「早急に普天間飛行場を閉鎖・返還すること。」、このことを今回の抗議要請の中で取り入れることをさせていただいております。この普天間問題は、20年にわたる我が沖縄県政の基地問題の重要な課題であります。日米合意を得て、結局まだ解決がなされてない、返還が実現されていないというこの実態であります。代替施設の件で、県民も含めてかなり憤りを覚えながら対応しているところでありすけれども、最終的にこの問題が沖縄県と国が裁判所の和解によって問題解決が図られる、そのような事態に立ち至っているわけでありす。これから、協議と裁判が提訴される可能性がありますけれども、仮に最高裁の判決になった場合に、県が勝った場合は代替施設建設は断念をされるわけでありす。そこで、普天間飛行場はどうなるのかという、その危惧があるわけでありす。継続使用されるおそれがある、そのことを非常に今、危惧しているわけでありす。

ですから、私どもは今、沖縄県政と国政が進めている和解による——司法の判断ですから、そのことによる問題解決、その結末を憂えて今回の抗議要請の中にあえて、「早急に普天間飛行場を閉鎖・返還すること。」、このことを盛り込ませていただいております。在沖海兵隊の大幅な削減、基地の整理縮小、そして日米地位協定の問題です。長年にわたってずっとその改善を訴え続けて、県民もそれをずっと望んできておりました。なかなかその扉が開かれてなく、環境条項云々が若干変わったわけでありす。根本的な改定にはなっていないわけでありす。そこで、特に身柄引き渡し条項、このことに特化して、今回特に日米地位協定の抜本的な改正を見直していく、そのことを訴えているわけでありすけれども、まさに、私もそれに賛同し、その改善を強く訴えていく、その抗議決議にしたいと考えているわけでありす。

今回の抗議、意見書については、私は全会派が一致して、白紙の状態からその抗議の内容、あるいはまた

要請先、効果等々も含めて検討すべき非常に重要なことだと考えていたわけでありす。しかしながら、私どもがこの意見書、抗議をつくる前に、既に案が示されておまして、私どももその案に沿った形で対応を協議していくという、そういうことになったわけでありす。当然、このような重大な事件ですから、本来は全会派が一致をして、事前に協議をしながらこの問題の抗議をしていく、訴えていくという、そういうことを考えたわけでありすけれども、1つの案が示され、それに対案を示して調整するということになってしまったわけでありす。

私は、オスプレイ配備反対の全県の実行委員会の事務局次長を務めました。そのときに、まさに党派を超えて、主義主張を超えて、県民の立場を超えて、オスプレイ配備反対その一点だけで実行委員会を組織し、つくってきたわけでありす。それがオール沖縄という、そういうふうな形になったわけでありす。このような事件・事故、そのような対応については、まさに全ての党派やあるいはまた立場の違い、そこを乗り越えて、当初から一緒になってその抗議、意見書文をつくっていく、あるいは要請をしていく、そういうことが必要だろうと考えたわけでありすけれども、今回の事件でまさに、この意見書が沖縄県議会で2つの案が提案されるという、そういうふうな事態に立ち至ったことは、非常に残念に思っているわけでありす。

この両意見書案ともほぼ一致であります。一致をいたしております。最終的に、若干の違いはありましても、この抗議、この事件の内容については一致しておりますので、その一点で私は重点的に抗議行動あるいは要請をしていきたいというそういうふうな思いが強くありましたけれども、それがかないませんで両案が示されたわけでありす。

抜本的な基地問題の解決、国は国民を守り国土を守り、あるいは沖縄県を守り、あるいは、沖縄県は県民を守り県を守りという、そういう政治的な役割があります。このような事態に立ち至って、今改めて我々が政治の責任として、今起こっている事件・事故の問題等も含めて抜本的に改善をしていく、そのことを今痛切に感じているわけでありす。

我が国の日本の国は日本で守っていく、そのことをどのような形で実現していくのか、そのことによって現在の改善をしていく、今非常に政治としてそのはざまの中で葛藤している、このことが現状でございます。しっかりこの県民の意思を示して、抗議要請を行い、同時に、私も県議会議員として改めて現在の日本

の国防のありようや、あるいはまた沖縄県の基地のありよう、それを改善していく、縮小していく、そのことも含めてどのような政治的な対応をしていくか、しっかり勉強しつつ、あるいは対応していきたいというふうな思いがいたしております。

冒頭に申し上げましたように、これは国の責務であります。米国政府の責務であります。しかしながら、やっぱり沖縄県の政治にかかわる者として、この問題をどのように解決していくのか、このことを非常に感じ入っております。

改めて、このことを防ぐことができなかつたことについての遺憾の意も含めて、今回の意見書案、あるいはまた抗議案に賛同させていただきます。

○議長（喜納昌春君） 嘉陽宗儀君。

〔嘉陽宗儀君登壇〕

○嘉陽 宗儀君 おはようございます。

日本共産党を代表し、与党、中立会派が提出した議員提出議案第1号と第2号に対する賛成討論を行います。

議題になっています元海兵隊員の米軍属による女性死体遺棄事件に関する意見書と抗議決議は、今まさに県民の民意に応える内容になっています。

うるま市の20歳の女性が、夜、ウォーキングの途中に、元海兵隊員に襲われ、無残にも殺されました。今回の事件は余りにも衝撃的で、残忍で絶対に許すことのできないものです。今、沖縄中が残酷な事件に怒りと深い悲しみに震えています。被害に遭われた方の御冥福とともに、御遺族に心からの哀悼の意を表します。

1955年、米兵が6歳の少女を何度も暴行、殺害し基地内のごみ捨て場に捨てた「由美子ちゃん事件」を思い出します。これまで県民は、事件のたびごとに綱紀粛正、再発防止策を日米両政府から繰り返し聞かされてきましたが、戦後71年にもなるのに全く効果がなかつたことが明らかになっています。米軍基地によって沖縄県民は、一体いつまで嘆き苦しめられるのかと考えると怒りが抑えられません。米軍基地を押しつけ、県民を苦しめ、犠牲にしている日米両政府に対して、党と県議団は直ちに抗議行動を行い基地の撤去を求めました。

実は私にも4名の娘がいます。この事件の発生から、夜のウォーキングや一人での夜間の外出も控えるようになってきました。私の娘は、報道を知り、さすがに今は夜にウォーキングをすることやちょっと近所のコンビニやスーパーに歩いて買い物ということさえも怖い気がします。お子さんのいる御家庭であれば、子

供を外に遊びに連れていくことさえ怖いと思いますと嘆いています。私は一人の政治家として、県民の命を守るという使命がありながら、一人の女性さえ守れなかつたことは、まさに痛恨のきわみであります。

二十の女性、まさに人生これからでした。好きな人もいて、愛を育み、結婚、出産、子育て、子供の反抗期、そしてその子供の成人式、子供の成長に目を細め、ほほ笑み、見詰める家族、親戚、友人。これら全てが一瞬にして奪われてしまったのです。容疑者は、アメリカ軍の元海兵隊員で現在は軍属として嘉手納基地で働き、基地の外で暮らしています。容疑者は、数時間ターゲットになる女性を物色していたそうです。ターゲットの女性を見つけ、後ろから棒で殴り、車に連れ込み、レイプをし、首を絞め、ナイフで刺し、遺体をスーツケースに入れて運び、恩納村の雑木林に捨てたという、余りにも残酷非道な事件ではありませんか。今回の事件から改めて米軍海兵隊の残忍さやその危険性が浮き彫りになったと思います。

県民のこれまでこうむってきた米軍からの凶悪犯罪は、海兵隊員によるものがその多くを占めています。海兵隊の任務は、沖縄や日本を守るということはありません。沖縄を守るという任務もありません。海兵隊部隊が沖縄の女性を襲い、強姦し、殺して捨てているのに、よりよき隣人を宣伝し、笑顔を振りまいている姿は我慢できません。この際、海兵隊は沖縄から全面撤退をさせなければなりません。

1995年の少女暴行事件は、基地の整理縮小などを求めるうねりになったが、20年余が過ぎても同様な事件が起こり、基地あるがゆえの変わらぬ現状が浮き彫りになっています。県民の怒り、悲しみを日米両政府にどう示していくべきか、県民の英知が求められています。

復帰後だけで強姦・殺人などの凶悪犯罪は574件、月に1回は起きている異常な状況になっています。事件・事故の総数は6000件にも及んでいます。今回の容疑者も元海兵隊員だから、人を殺すことを組織的に訓練されているのが軍隊です。県民の日常生活とは相入れません。基地がある限り事件は起き続けます。米軍基地を撤去しない限り、もう県民は納得しません。

アメリカでは、戦地から戻ってきた元兵士が、毎日18人前後みずから命を絶っているそうです。イラクからの帰還兵だけでも、自殺者は数千人にも上り、戦闘中の死者数を上回ると言われています。

彼らはなぜ死を選ぶのでしょうか。戦地では、24時間、常にピンと糸の張ったような緊張の中、銃や爆弾を隣り合わせに、攻撃の機会を狙い、ひりひりとし

たしびれるような緊迫感、高揚感、連帯感の真ただ中にいるのです。非日常が、戦地ではまさに日常なのです。戦地から戻った元兵士は、この非日常の感覚から抜け出せず、現実社会とのギャップを感じ、また、たくさんの命を奪ったという後悔で苦しむとされています。戦地で人を殺すことは、英雄としてたたえられることかもしれませんが、現実には人殺しなのです。戦地から戻った元兵士は、戦争のトラウマに苦しみ、心のケアをされないまま、現実社会に戻されてしまう。そして現実社会で犯罪を犯し、またみずから命を絶つ。こうした元兵士や、また現役の兵士たちが、実際に沖縄の米軍基地に、また基地周辺に住んでいるんです。

うるま市の事件は、あすは我が身かもしれない。日米安保、日米地位協定に抜本的にメスが入らない限り、私たち市民は、夜も出歩けません。基地あるがゆえの事件、県民が怒りをもって立ち上がる時です。海兵隊の即時撤退を求めて力を合わせて県議会も頑張らしましょう。

特にこの問題で——今オバマ大統領が来日していますけれども——翁長知事がぜひとも日米地位協定の抜本的な改正について、安倍総理にオバマ大統領との会見を設定してくれと、どんなに頼んでもやらなかった。沖縄県民の民意に寄り添いながらと言いながら、こういう最大のチャンスで、ちょっと時間をつくってくださいと言えば何とかなるようなものを、全く沖縄県民を無視し続ける、こういう今の自民党政府には、沖縄県民の将来は託せません。ぜひ頑張って、こういう事件が再発しないように、力を合わせてまた頑張っていきましょう。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 新里米吉君。

〔新里米吉君登壇〕

○新里 米吉君 社民・護憲ネット、新里米吉です。

残虐、卑劣な事件で亡くなられた島袋さんに心から哀悼の意を表し、お悔やみ申し上げます。御遺族の怒り、悔しさ、深い悲しみは、私の共有をはるかに超えるものだと思います。

私は、軍特委における意見書・決議の審査に当たって2つの視点で議論しました。1つは、可能な限り全会一致を目指す。もう一つは、県民の民意、思いを反映することです。しかし、全会一致に向けて県内移設断念を検討するとの私たちの柔軟な提案は、自民党に受け入れてもらえませんでした。政府・自民党本部は辺野古が唯一と強調していますが、自民党県連は辺野古ありきではなくあらゆる方法との趣旨を主張してお

り、県内移設断念を検討するとの私たちの提案は受け入れられると思っていただけに残念です。

事件は、根本原因である広大な米軍基地の存在に明確な姿勢を示さなければ県民が納得しないことは明らかですし、また当然のことです。全会一致にするためにそのことを曖昧にすることは許されません。沖縄に米軍基地を押しつけ続けてきた日米両政府の責任は大きい。しかし、昨日の首脳会談は、県民の怒り、思いとかけ離れた内容でした。地位協定の改定や米軍基地の大幅縮小は話題にさえなっていません。翁長知事がオバマ大統領への面談を要請したことに対し、菅官房長官は、一般論として安全保障や外交にかかわる問題は中央政府間で協議されるものだとして、要請を受け入れませんでした。日本政府は、これまで沖縄の米軍基地問題に真摯に向き合い解決する努力を怠ってきました。そのことは、1972年5月の復帰時点で全国の米軍専用施設に占める沖縄の米軍専用施設が約5%であったのに、今日74%を超えていることにもあらわれています。

県議会の意見書・決議は、県民の民意とかけ離れたものであってはなりません。

与党提案の意見書案・決議案は、県民の民意を反映していることを確信し、討論を終わります。

○議長（喜納昌春君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

採決に入る前に申し上げます。

新垣清涼君外23人から提出の議員提出議案第1号及び第2号と又吉清義君外13人から提出の議員提出議案第3号及び第4号については、共通する部分がありますが、表決の便宜上、別個のものとし、それぞれについて採決いたします。

休憩いたします。

午前10時53分休憩

午前10時53分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

これより議員提出議案第1号「元海兵隊員の米軍属による女性死体遺棄事件に関する意見書」、議員提出議案第2号「元海兵隊員の米軍属による女性死体遺棄事件に関する抗議決議」、議員提出議案第3号「米軍属による殺人・死体遺棄事件に関する意見書」及び議員提出議案第4号「米軍属による殺人・死体遺棄事件に関する抗議決議」の採決に入ります。

議題のうち、まず議員提出議案第3号及び第4号の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（喜納昌春君） 起立少数であります。

よって、議員提出議案第3号及び第4号は、否決されました。

○議長（喜納昌春君） 次に、議員提出議案第1号「元海兵隊員の米軍属による女性死体遺棄事件に関する意見書」及び議員提出議案第2号「元海兵隊員の米軍属による女性死体遺棄事件に関する抗議決議」の2件を一括して採決いたします。

○座喜味 一幸君 議長。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時55分休憩

午前10時56分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（喜納昌春君） 起立全員であります。

よって、議員提出議案第1号及び第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長（喜納昌春君） ただいま全会一致で可決されました議員提出議案第1号及び第2号については、提案理由説明の際提出者から、その趣旨を関係要路に要請するため議員を派遣してもらいたいとの要望がありました。

よって、お諮りいたします。

議員提出議案第1号及び第2号の趣旨を関係要路に要請するため議員5人を派遣することとし、その期間及び人選については、議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時58分休憩

午前10時58分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

日程第7 乙第1号議案を議題といたします。

知事から提案理由の説明を求めます。

翁長知事。

〔知事提出議案 巻末に掲載〕

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） ハイサイ グスーヨー チューウガナビラ。

平成28年第2回沖縄県議会（臨時会）の開会に当たり、提出いたしました議案の御説明の前に御報告を申し上げます。

米軍属を被疑者とする死体遺棄事件に関し、お亡くなりになられた被害者の御冥福をお祈りするとともに、御遺族に対し、心よりお悔やみを申し上げます。

今回の事件は、将来への大きな夢を抱き、社会の一員として地道に努力している若者のとうとい命を奪う、実に痛ましいものであり、御本人や御家族の無念さを思うと心が痛みます。

県は、これまで数十年にわたり、米軍人・軍属等による事件・事故が発生するたびに、綱紀粛正、再発防止及び教育の徹底等を米軍等に何度も繰り返し強く申し入れてきましたが、現状は全く変わらないと言っても過言ではありません。

3月に那覇市内で準強姦事件が発生した際にも、このような事件が二度と起きないように、在沖米軍全軍に対し、早急に、より一層の綱紀粛正及び人権教育の徹底を含め、再発防止について万全を期すよう強く要請してきたばかりであります。

それにもかかわらず、このような凶悪な事件が発生したことは、国土面積の約0.6%にすぎない沖縄県に、在日米軍専用施設面積の約74%に及ぶ広大な米軍基地があるがゆえであります。このような沖縄の現状を日米両政府は十分に認識し、日米地位協定を見直すとともに、基地の整理縮小など、過重な基地負担の軽減に真摯に取り組んでいただくことが抜本的な解決につながるものであります。

県としては、米軍等に対し強く抗議し、今後、捜査の進展を踏まえつつ、厳しく対処していくとともに、御遺族の方の心情や意向にも十分配慮し、適切に対応してまいります。

それでは、提出議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

今回提出しました議案1件は、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったことについて、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものであります。

乙第1号議案は、地方税法の一部が改正され、自動車取得税のエコカー減税の適用対象となる自動車の範

困の見直し等に伴い、条例の一部を改正したものであります。

以上、今回提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

慎重なる御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております乙第1号議案は、総務企画委員会に付託いたします。

委員会審査のため、暫時休憩いたします。

午前11時3分休憩

午前11時37分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

休憩前に総務企画委員会に付託いたしました乙第1号議案については、先ほど総務企画委員長からお手元に配付の委員会審査報告書が提出されております。

この際、お諮りいたします。

乙第1号議案を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第1号議案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） 乙第1号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長山内末子さん。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 山内末子さん登壇〕

○総務企画委員長（山内末子さん） ただいま議題となりました乙第1号議案の承認議案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第1号議案「専決処分の承認について」は、地方税法の一部が改正され、平成28年4月1日から施行されたことに伴い、条例を改正し同日から施行する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がなく、専決処分を行ったため、地方自治法第179条第3項の規定に基づき議会の承認を求めるものである。

主な改正の内容は、1点目に、自動車取得税のエコカー減税の適用対象となる自動車の範囲に、車両総重量が7.5トンを超えるバス・トラックで排出ガス規制及び燃費基準を満たすものを加えること、2点目に、平成28年4月1日以後に開始する事業年度に係る大法人の事業税の税率について、所得割を引き下げ、付加価値割及び資本割を引き上げることであると説明がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要であります。採決の結果、乙第1号議案の承認議案については、全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第1号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案1件は、委員長の報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第1号議案は、委員長の報告のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

今期臨時会の議会活動状況は、後ほど文書をもって報告いたします。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって平成28年第2回沖縄県議会（臨時会）を閉会いたします。

午前11時41分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 喜 納 昌 春

会議録署名議員 新 田 宜 明

会議録署名議員 砂 川 利 勝